



Here is rethinking. Here is a future.

## 今を語る……2007-2008

### 「知的財産権の国際関係」

大学院社会科学部 法学部 教授 遠矢浩規

国際紛争の古典的要因は、土地（領土）や資源など「有体物」の占有であった。占有の効果的手段は軍事力という物理的暴力の行使であるから、紛争はしばしば暴力を独占する国民国家間の「戦争」となって現れた。

しかし、国際秩序が安定し経済のグローバリゼーション（貿易、海外投資、多国籍企業による生産の脱国境化）が進むと、価値の源泉としての土地や資源の重要性は相対化し、「領土国家」は「商品」の生産・販売で富を獲得する「通商国家」に変貌していった。そして、国際競争力の強い商品を生み出す技術（発明）、著作物、デザイン、ブランド、ノウハウ等の「無体物」の重要性が増大していった。通商国家間で「戦争」の可能性が著しく減少する一方で、「貿易摩擦」が常態化し、その大きな争点に無体物の法的地位が上がる時代となったのである。

技術や著作物等の無体物は開発に莫大な投資（費用と時間）を要すが、物理的な投入（原材料など）とは異なり、一度開発してしまえば繰り返し利用が可能で、使用しても価値が減じない（物理的に損耗しない）「公共財」である。生産量に応じて無体物の投入を増やす必要はない。「土地」は一度売ってしまえば終わりだし、「商品」も何度も生産しなければならないが、無体物は生産工程で何度でも利用できるし、それ自体をソフトして何度でも売ることができる（増産・複製に要する追加的費用はゼロに近い）。したがって、生産要素に占める無体物の割合の高い商品（いわゆる「ハイテク製品」）ほど、生産の拡大に伴って平均費用（生産物1単位あたりの生産費用）を減減させてゆく。

無体物で費用減減を実現した企業は、競争相手を駆逐することで市場を独占状態にし、独占企業は結局、生産費用より高い価格で商品を生ることができる（競争相手がいたら生産費用に等しい価格になるまで値下げ競争が続く）。したがって、無体物を手にした企業は、「生産費用の低下」と「生産費用を上回る価格づけ」という、方向の異なる2つのベクトルの作用によって超過利潤を巨大化させることになる。そのようなハイテク企業が国際市場で利潤を獲得することは、国家間の次元で見れば国際的所得移転に他ならない。通商国家はハイテク企業と持ちつ持たれつの関係にある。

しかし、無体物はその性質上、物理的占有が不可能であるが故に他人に模倣・複製される危険性も高い。フリーライダーが勝手に利用する技術やノウハウは、モノマネであっても基本的にはホンモノと同じ効果・機能を持つ。しかも、模倣した技術・ノウハウに改良を加えて、フリーライダー側が元の開発者より優れた技術革新を実現させる可能性すらある。

デザインや商標も、ホンモノと同じ（あるいは類似した）ものを、開発者の手許からわざわざ奪わなくても使用することができる。コンピュータ・ソフトウェアや各種コンテンツは、オリジナルと寸分違わない「デッドコピー」を機械的に作成することができる。複製手段がアナログだった時代は複製の度に品質が劣化してい

たが（例えば、レコードからテープ、さらにテープからテープへのダビングする度にノイズが増えた）、デジタルではオリジナルとコピーの間に品質上の差は無く、しかも複製の際に費用と時間はほとんどかからない。デジタル化されたコピー製品は、軽量の記憶媒体やインターネットによる送信を利用できるので、輸送（流通）コストもほとんどかからない。

要するに、無体物は有体物よりも大きな利潤を生み出す特質を備えている反面、利潤機会を一気に失う危険性もきわめて高い諸刃の剣である。無体物の開発費用が莫大であることを考慮すると、投資が回収不能となることで、むしろ大きな損失を被るとさえ言える。価値の源泉が「土地」のような移動不可能な有体物から、市場取引が可能な「商品」という有体物へと移行し、さらに無体物が商品価値の中核になるにつれて、チャンスとリスクが共に増大していったのである。

そこで、歴史的に、無体物を「持つ」側の企業・国家は、その排他的使用を正当化するために、無体物を「知的財産（intellectual property）」と呼び、国内的にも国際的にも、有体物に対する所有権に類似した権利、すなわち「知的財産権（intellectual property rights）」の存在を主張するようになった。「知的財産」という表現には、無体物が法的に保護されるべき「財産」であり、したがって「所有者」が存在し、その所有者は対世的に「所有権」を主張できる、という社会的関係がはじめから織り込まれている。そのような権利があれば、無体物を「持つ」者は、差し止めや損害賠償といった民事的救済措置をチラつかせたり実際に行使することによって、また、権利侵害に対する刑事的制裁措置が抑止力となって、無体物を疑似的に占有することができる。その意味で、知的財産権とは公共財を私的財に擬制する装置に他ならない。無体物を疑似占有できれば、上述した公共財であるが故の脆弱性（同品質・低コスト・短時間での複製や流通が可能なことなど）はすべて権利者側の競争上の利点に転化する。

一方、無体物を「持たざる」側の企業・国家は、無体物の公共性を強調し、その移転・普及・自由な利用を合法化させようとする。これらのアクターは、しばしば知的財産・知的財産権の概念そのものに否定的であり、極端な場合には、そのイデオロギー性を糾弾する「左派」となって登場する（intellectual property left と揶揄される）。

無体物を「持つ」者と「持たざる」者の利害の不一致は相互に近隣窮乏的（開発と模倣による超過利潤のゼロサム的な奪い合い）であるから、相手国の知的財産法制への批判・改正要求や、自国の法律・政策をオーソライズする国際的な知的財産権ルール（レジーム）形成のための主導権争い、更にはそれらに対する経済的報復措置の応酬といった様々な「紛争」に発展する宿命にある。知的財産権摩擦は通商国家の時代に不可避の現象なのである。

実は、一見、「国家対国家」の様相を呈するこの知的財産権摩擦が純粋に「政府対政府」の競争・紛争であることは、まずない。各国政府は無体物の開発もしくは模倣の当事者である自国企業と協調して、「国家」としての選好を形成しナショナル・インタレスト（達成されるべき国益）を定義する。したがって、「国家対国家」は多かれ少なかれ国境を跨いだ「企業対企業」対立の投影であり、「企業」はしばしば「政府」とともに（あるいはそれ以上に）国家間競争の主体となる。スーザン・ストレンジの表現を借用するならば、知的財産権をめぐる国際関係は「三次元外交（triangular diplomacy）」に錯綜——国家対国家・企業対企業・企業対国家の3つの外交が相互に影響——しているものであり、それが「通商国家」の現代の1つの大きな特徴となっているのである。